

四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）

改 正 後

目次

第一章・第二章	(略)
第三章 四半期損益計算書	
第一節～第四節	(略)
第五節 特別利益及び特別損失	(第六十六条 第六十八条)
第六節 四半期純利益又は四半期純損失	(第六十九条 第七十一条)
第七節 雜則	(第七十一条 第七十三条)

(適用の特例)

第一条の二 國際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章の定めるところによることができる。

一 (略)

二 当四半期会計期間の属する事業年度の直前の事業年度（以下「前事業年度」という。）、当四半期会計期間の直前の中間会計期間又は直前の四半期会計期間のいずれかの期間のうち、その末日が四半期貸借対照表日に最も近い

が四半期貸借対照表日に最も近いものに係る財務諸表、中間財務

改 正 前

目次

第一章・第二章	(略)
第三章 四半期損益計算書	
第一節～第四節	(略)
第五節 特別利益及び特別損失	(第六十六条 第七十一条)
第六節 雜則	(第七十一条 第七十三条)

(適用の特例)

第一条の二 國際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章の定めるところによることができる。

一 (略)

二 当四半期会計期間の属する事業年度の直前の事業年度、当四半期会計期間の直前の中間会計期間又は直前の四半期会計期間のいずれかの期間のうち、その末日が四半期貸借対照表日に最も近い

ものに係る財務諸表、中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様

諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第三十八号）第一条第一項に規定する書類をいう。）又は四半期財務諸表を指定国際会計基準に準拠して作成した会社であつて、財務諸表等成した会社であつて、財務諸表等規則第一条の一第一号口及びハに掲げる要件を満たすこと。

（定義）

第三条　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十四　（略）

十五から十七まで　削除

十八～三十二　（略）

三十三　会計方針　四半期財務諸表の作成に当たつて採用した会計処理の原則及び手続をいう。

三十四　表示方法　四半期財務諸表の作成に当たつて採用した表示の方法をいう。

三十五　会計上の見積り　資産、負債、収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、四半期財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

（定義）

第三条　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十四　（略）

十五　自社の株式　四半期財務諸表提出会社の株式をいう。

十六　自社株式オプション　財務諸表等規則第八条第二十五項に規定する自社株式オプションをいう。

十七　ストック・オプション　財務諸表等規則第八条第二十六項に規定するストック・オプションをいう。

十八～三十二　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第三十八号）第一条第一項に規定する書類をいう。）又は四半期財務諸表を指定国際会計基準に準拠して作成した会社であつて、財務諸表等規則第一条の一第一号口及びハに掲げる要件を満たすこと。

式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第三十八号）第一条第一項に規定する書類をいう。）又は四半期財務諸表を指定国際会計基準に準拠して作成した会社であつて、財務諸表等規則第一条の一第一号口及びハに掲げる要件を満たすこと。

三十六 会計方針の変更 一般に公正妥当と認められる会計方針を

(新設)

他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更することをいう。

三十七 会計上の見積りの変更 新たに入手可能となつた情報に基

づき、前事業年度以前の財務諸表又は直前の四半期会計期間以前若しくは直前の四半期累計期間以前の四半期財務諸表の作成に當たつて行つた会計上の見積りを変更することをいつ。

三十八 誤謬 その原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、四半期財務諸表作成時又は財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいつ。

(新設)

三十九 選及適用 新たな会計方針を前事業年度以前の財務諸表並

(新設)

びに直前の四半期会計期間以前及び直前の四半期累計期間以前の四半期財務諸表に選つて適用したと仮定して会計処理を行うことをいつ。

四十 修正再表示 前事業年度以前の財務諸表又は直前の四半期会

(新設)

計期間以前若しくは直前の四半期累計期間以前の四半期財務諸表における誤謬の訂正を財務諸表又は四半期財務諸表に反映することをいつ。

(四半期財務諸表作成の一般原則)

第四条 (略)

2 前事業年度に係る財務諸表及び直前の四半期会計期間又は当該四

(四半期財務諸表作成の一般原則)

第四条 (略)

2 四半期財務諸表に係る四半期会計期間が属する事業年度の直前の

半期会計期間における四半期累計期間に係る四半期財務諸表の作成のために採用した会計処理の原則及び手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、当四半期会計期間において継続して適用しなければならない。

3 (略)

(四半期キャッシュ・フロー計算書)

第四条の二 四半期財務諸表提出会社は、第一・四半期累計期間（事業年度の開始の日から当該事業年度の最初の四半期会計期間（以下「第一・四半期会計期間」という。）の翌四半期会計期間（以下「第二・四半期会計期間」という。）の末日までの期間をいう。）に

係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない。

2 四半期財務諸表提出会社は、第一・四半期累計期間（事業年度の開始の日から第一・四半期会計期間の末日までの期間をいう。以下同じ。）に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成することができる。

3 四半期財務諸表提出会社は、第一・四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成する場合には、第三・四半期累計期間（事業年度の開始の日から第二・四半期会計期間の翌四半期会計期間（以下「第二・四半期会計期間」という。）の末日までの期間をいう。以下同じ。）に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない。

事業年度（以下「前事業年度」という。）に係る財務諸表及び直前の四半期会計期間又は当該四半期会計期間における四半期累計期間に係る四半期財務諸表の作成のために採用した会計処理の原則及び手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、当四半期会計期間において継続して適用しなければならない。

3 (略)

(新設)

4

前項の規定にかかわらず、第三・四半期会計期間において大規模な企業結合が行われたことその他の事情により、第三・四半期キャッシュ・フロー計算書を作成することが実務上困難なときは、当該第三・四半期キャッシュ・フロー計算書の作成を要しない。この場合においては、当該第三・四半期キャッシュ・フロー計算書を作成することができない旨及びその理由を注記しなければならない。

(比較情報の作成)

第四条の三 当四半期会計期間及び当四半期累計期間に係る四半期財務諸表は、当該四半期財務諸表の一部を構成するものとして比較情報（次の各号に掲げる四半期財務諸表の区分に応じ、当該四半期財務諸表に記載された事項に対応するものとして当該各号に定める項目）を含めて作成しなければならない。

- 一 四半期貸借対照表 前事業年度に係る事項
- 二 四半期損益計算書 前事業年度の対応する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る事項
- 三 四半期キャッシュ・フロー計算書 前事業年度の対応する四半期累計期間に係る事項

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

第五条 会計基準等（財務諸表等規則第八条の三第一項本文に規定する会計基準等をいう。以下同じ。）の改正等（同項本文に規定する

(新設)

(四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に関する記載)

第五条 四半期財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他四半期財務諸表作成のための基本とな

会計基準等の改正等をいう。次条において同じ。)に伴い重要な会計方針の変更を行つた場合(当該会計基準等に遡及適用に係る経過措置が規定されていない場合に限る。)には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 当該会計基準等の名称
- 二 当該会計方針の変更の内容
  - 三 税引前四半期純損益金額に対する前事業年度の対応する四半期累計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
- 2 前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱い(財務諸表等規則第八条の二第一項本文に規定する遡及適用に係る原則的な取扱いをいう。以下同じ。)が実務上不可能な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。
  - 一 当該会計基準等の名称
  - 二 当該会計方針の変更の内容
  - 三 税引前四半期純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
- 四 遅及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由
  - 五 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日
- 3 会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置に従つて会計処理を行つた場合において、遡及適用を行つていないとときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。
  - 一 当該会計基準等の名称
  - 二 当該会計方針の変更の内容

る重要な事項(財務諸表の作成に当たつて適用されるものに準じて適用されているものをいう。)を変更した場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を四半期キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

- 一 当事業年度に会計処理の原則及び手続を変更した場合 その旨、変更の理由及び当該変更が四半期累計期間に係る四半期財務表に与えている影響額
- 二 四半期財務諸表の表示方法を変更した場合 その内容
- 三 四半期キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲を変更した場合 その旨、変更の理由及び当該変更が四半期キャッシュ・フロー計算書に与えている影響の内容

- 2 当四半期会計期間(当事業年度の第二・四半期(事業年度における最初の四半期の次の四半期をいう。以下この項及び第二十二条の三第三項において同じ。)以降の四半期会計期間に限る。)において自発的に会計処理の原則及び手続について変更を行つた場合には、前項第一号に定める事項の記載に加え、第二・四半期以降に変更した理由及び当該変更が直前の四半期会計期間における四半期累計期間に係る四半期財務諸表に与えている影響額を記載しなければならない。
- 3 前事業年度において自発的に会計処理の原則及び手続について変更を行つており、かつ、前事業年度の対応する四半期会計期間に係る四半期財務諸表の作成に当たつての会計処理の原則及び手続と当四半期会計期間に係る四半期財務諸表の作成に当たつての会計処理

		三 当該経過措置に従つて会計処理を行つた旨及び当該経過措置の概要
四	税引前四半期純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額	4 第二項第三号及び前項第四号に規定する影響額について、適時に正確な影響額を算定することが困難な場合には、適当な方法により概算額を記載することができる。
5	(余計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記)	5 第一項から第三項までの規定による注記は、会計方針の変更を行つた四半期会計期間に係る事業年度に属する四半期会計期間において、記載しなければならない。
		(会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記)
第五条の二	第一・四半期会計期間に会計基準等の改正等以外の正当な理由により重要な会計方針の変更を行つた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。	4 前二項（第一項第二号及び第三号を除く。）の場合において、適時に、正確な影響額を算定することが困難な場合には、適当な方法による概算額を記載することができる。
2	一 当該会計方針の変更の内容 二 当該会計方針の変更を行つた正当な理由 三 税引前四半期純損益金額に対する前事業年度の対応する四半期累計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額	5 前二項の規定にかかわらず、第一項及び第三項の場合において、影響額を算定することが困難な場合には、影響額の記載に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

		の原則及び手続との間に相違がみられる場合には、その旨並びに前事業年度の対応する四半期会計期間及び四半期累計期間への影響額を記載しなければならない。
4	(新設)	4 前二項（第一項第二号及び第三号を除く。）の場合において、適時に、正確な影響額を算定することが困難な場合には、適当な方法による概算額を記載することができる。

た旨及びその正当な理由を注記しなければならない。

- 3 | 前二項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。
- 一 | 当該会計方針の変更の内容
- 二 | 当該会計方針の変更を行つた正当な理由
- 三 | 税引前四半期純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
- 四 | 選及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由
- 五 | 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日
- 4 | 前項第三号に規定する影響額について、適時に、正確な影響額を算定することが困難な場合には、適當な方法により概算額を記載することができる。
- 5 | 第一項から第三項までの規定による注記は、会計方針の変更を行つた四半期会計期間に係る事業年度に属する四半期会計期間において、注記しなければならない。
- 6 | 前事業年度の第二・四半期会計期間以降に会計基準等の改正等以外の正当な理由により重要な会計方針の変更を行つており、かつ、当事業年度に属する四半期会計期間に係る四半期財務諸表に含まれる比較情報に適用した会計方針と前事業年度の対応する四半期会計期間に係る四半期財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨を注記しなければならない。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

第五条の三 会計上の見積りについて重要な変更を行つた場合には、

次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 当該会計上の見積りの変更の内容

二 税引前四半期純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額

2 前項第一号に規定する影響額について、適時に、正確な影響額を算定することが困難な場合には、適當な方法により概算額を記載することができる。

3 第一項の規定による注記は、会計上の見積りについて重要な変更を行つた四半期会計期間に係る事業年度に属する四半期会計期間において、記載しなければならない。

(会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記)

第五条の四 第一・四半期会計期間に重要な会計方針の変更を行つた場合において、当該重要な会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 当該会計方針の変更の内容

二 当該会計方針の変更を行つた正当な理由

三 税引前四半期純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額

(新設)

2

第一・四半期会計期間以降に重要な会計方針の変更を行つた場合において、当該重要な会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、前項の規定による注記に加え、第一・四半期会計期間以降に会計方針の変更を行つた旨及びその正当な理由を注記しなければならない。

3 第一項第三号に規定する影響額について、適時に、正確な影響額を算定する場合には、適当な方法により概算額を記載することができる。

4 第一項及び第二項の規定による注記は、重要な会計方針の変更を行つた四半期会計期間に係る事業年度に属する四半期会計期間において、記載しなければならない。

(修正再表示に関する注記)

第五条の五 修正再表示を行つた場合には、次に掲げる事項を注記し

なければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 誤謬<sup>びきょう</sup>の内容

二 税引前四半期純損益金額に対する前事業年度の対応する四半期

累計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額

(新設)

(簡便な会計処理に関する記載)

第六条

四半期財務諸表作成のために、一般に公正妥当と認められる

企業会計の基準に従い、簡便な会計処理を適用した場合には、その

第六条 削除

旨及びその内容を前条の規定による記載の次に記載しなければならない。ただし、重要性が乏しい場合には、記載を省略することができる。

(四半期財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記)

第七条 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、四半期財務諸表の作成に特有の会計処理を適用した場合には、その旨及びその内容を注記しなければならない。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

(重要な後発事象の注記)

第八条 四半期貸借対照表日後、四半期財務諸表提出会社の当該四半期財務諸表に係る四半期会計期間が属する事業年度（当該四半期会計期間における四半期累計期間を除く。）以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

(重要な後発事象の注記)

第八条 四半期貸借対照表日後、四半期財務諸表提出会社の当該四半期財務諸表に係る四半期会計期間が属する事業年度（当該四半期会計期間における四半期累計期間を除く。）以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象（第七十一条第四項において「重要な後発事象」という。）が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

(金融商品に関する注記)

第八条の二 金融商品については、当該金融商品に関する四半期貸借対照表の科目」として、会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、四半期貸借対照表計上額その他の金額に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、四半期貸借対照

(四半期財務諸表の作成に特有の会計処理に関する記載)

第七条 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、四半期財務諸表の作成に特有の会計処理を適用した場合には、その旨及びその内容を前条の規定による記載の次に記載しなければならない。ただし、重要性が乏しい場合には、記載を省略することができる。

(金融商品に関する注記)

第八条の二 金融商品については、当該金融商品に関する四半期貸借対照表の科目」として、会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、四半期貸借対照表計上額その他の金額に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、四半期貸借対照

表の科田<sup>1</sup>との四半期貸借対照表日における四半期貸借対照表計上額、時価及び当該四半期貸借対照表計上額と当該時価との差額並びに当該時価の算定方法を注記しなければならない。ただし、当該四半期貸借対照表計上額と時価との差額及び前事業年度に係る貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、四半期貸借対照表の科目<sup>1</sup>との四半期貸借対照表日における金融商品の時価について、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

3 第一項本文及び前項の規定にかかわらず、四半期貸借対照表日における時価の把握が極めて困難な場合には、第一項本文に定める事項に代えて、その旨、その理由、当該金融商品の概要及び四半期貸借対照表計上額を記載することができる。

#### (有価証券に関する注記)

第九条 前条に定める事項のほか、有価証券（次の各号に掲げる有価証券に限る。）については、当該有価証券が会社の事業の運営において重要なものとなつており、かつ、当該有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載するこ

表の科田<sup>1</sup>との四半期貸借対照表日における四半期貸借対照表計上額、時価及び当該四半期貸借対照表計上額と当該時価との差額並びに当該時価の算定方法を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

#### (新設)

2 前項の規定にかかわらず、四半期貸借対照表日における時価を算定することが困難な場合には、同項に定める事項に代えて、その旨、その理由、当該金融商品の概要及び四半期貸借対照表計上額を記載することができる。

#### (有価証券に関する注記)

第九条 前条に定める事項のほか、有価証券（次の各号に掲げる有価証券に限る。）については、当該有価証券が会社の事業の運営において重要なものとなつており、かつ、当該有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載するこ

とができる。

- 一　満期保有目的の債券　次に掲げる事項

イハ　(略)

- 二　その他有価証券　株式、債券その他の有価証券の種類ごとの次に掲げる事項

イハ　(略)

2　(略)

(金融商品に関する注記等の特例)

第十条の二　第八条の一、第九条及び第十条第一項の規定にかかるわら

ず、財務諸表提出会社（総資産の大部分を金融資産が占め、かつ、総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める場合を除く。）は、第一・四半期会計期間及び第三・四半期会計期間において、これらの規定による注記を省略することができる。

(持分法損益等の注記)

第十二条　(略)

(削る)

(持分法損益等の注記)

第十二条　(略)

(削る)

(新設)

2　~~開示対象特別目的会社（財務諸表等規則第八条の九第二号に規定する開示対象特別目的会社をいう。以下この項において同じ。）がある場合において、前事業年度末における開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項に係る記載と比較して重要な変更又は著しい変動が認められるときは、その内容を注記しなければならない。~~

とができる。

- 一　満期保有目的の債券で時価のあるもの　次に掲げる事項

イハ　(略)

- 二　その他有価証券で時価のあるもの　株式、債券その他の有価証券の種類ごとの次に掲げる事項

イハ　(略)

2　(略)

---

**第十三条及び第十四条**

削除

(ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記)

**第十三条** ストック・オプション若しくは自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付しており、四半期財務諸表への影響額に重要性がある場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、影響の概算額を記載することができる。

- 一 役務の提供を受けた場合には、四半期会計期間における費用計上額及び科目名
  - 二 財貨を取得した場合には、その取引における当初の資産計上額又は費用計上額及び科目名
  - 三 権利不行使による失効が生じた場合には、利益として計上した額
- (ストック・オプションに関する注記)
- 第十四条** 前条の規定のほか、当四半期会計期間においてストック・オプションを付与した場合には、当該ストック・オプションについて、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。
- 一 付与対象者の役員、従業員などの区分ごとの人数
  - 二 株式の種類別のストック・オプションの付与数

三 付与日

四 権利確定条件（権利確定条件が付されていない場合にはその旨）

五 対象勤務期間（対象勤務期間の定めがない場合にはその旨）

六 権利行使期間

七 権利行使価格

八 付与日における公正な評価単価

2 | 当四半期会計期間においてストック・オプションの条件変更を行つた場合には、その変更内容を注記しなければならない。ただし、変更内容に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

（取得による企業結合が行われた場合の注記）

第十五条 当四半期会計期間において他の企業又は企業を構成する事業の取得による企業結合が行われた場合（次条第一項に定める場合を除く。）には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、当該企業結合に係る取引に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一 （略）

二 四半期累計期間に係る四半期損益計算書に含まれる被取得企業又は取得した事業の業績の期間

三一六（削り）

（取得による企業結合が行われた場合の注記）

第十五条 当四半期会計期間において他の企業又は企業を構成する事業の取得による企業結合が行われた場合（次条第一項に定める場合を除く。）には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、当該企業結合に係る取引に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一 （略）

二 四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期損益計算書に含まれる被取得企業又は取得した事業の業績の期間

三一六（略）

七 当該企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合

会における四半期累計期間に係る四半期損益計算書に及ぼす影響

2 (略)

(削る)

(削る)

(逆取得となる企業結合が行われた場合の注記)

第十六条 (略)

2 前項の規定により注記した場合は、企業結合が行われた四半期会計期間の翌四半期会計期間以降においても、影響の概算額の重要性が乏しくなった場合を除き、継続的に注記しなければならない。

3 (略)

(共通支配下の取引等の注記)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定により注記した場合は、企業結合が行われた四半期期間の翌四半期会計期間以降においても、影響の概算額の重要性が乏しくなった場合を除き、注記しなければならない。

2 (略)

(削る)

4 第一項第七号の場合において、当該注記が監査証明を受けていな  
いときは、その旨を記載しなければならない。

(逆取得となる企業結合が行われた場合の注記)

第十六条 (略)

2 前項の規定により注記を行った場合は、企業結合が行われた四半期会計期間の翌四半期会計期間以降においても、影響の概算額の重要性が乏しくなった場合を除き、継続的に注記しなければならない。

3 (略)

(共通支配下の取引等の注記)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定により注記を行った場合は、企業結合が行われた四半期会計期間の翌四半期会計期間以降においても、影響の概算額の重要性が乏しくなった場合を除き、注記しなければならない。

3 (略)

(削る)

4 第一項第七号の場合において、影響の概算額を算定することが困  
難なときは、影響の概算額の記載に代えて、その旨及びその理由を  
記載することができる。

(逆取得となる企業結合が行われた場合の注記)

第十六条 (略)

2 前項の規定により注記を行った場合は、企業結合が行われた四半期会計期間の翌四半期会計期間以降においても、影響の概算額の重  
要性が乏しくなった場合を除き、継続的に注記しなければならない。

3 (略)

(共通支配下の取引等の注記)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定により注記を行った場合は、企業結合が行われた四半期会計期間の翌四半期会計期間以降においても、影響の概算額の重  
要性が乏しくなった場合を除き、注記しなければならない。

(削る)

(資産除去債務に関する注記)

第二十二条の二 資産除去債務については、当該資産除去債務が会社の事業の運営において重要なものとなつており、かつ、当該資産除去債務の四半期貸借対照表計上額その他の金額に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 変動の内容

二 当四半期累計期間における資産除去債務の総額の増減

前項の規定にかかわらず、資産除去債務のうち四半期貸借対照表に計上していないものがある場合には、同項各号に掲げる事項に代えて、その旨、その理由及び当該資産除去債務の概要を記載しなければならない。

(セグメント情報等の注記)

第二十二条の二 (略)

2 (略)

3 当該事業年度の第二・四半期会計期間以降において報告セグメントの変更又は報告セグメントに係る算定方法の重要な変更があった場合には、前項の規定による注記に加え、第二・四半期会計期間以降に変更した旨及びその理由を注記しなければならない。

4 (略)

5 前項の場合において、正確な金額を算定することが困難なときは

(セグメント情報等の注記)

第二十二条の三 (略)

2 (略)

3 当該事業年度の第二・四半期以降の四半期会計期間において報告セグメントの変更又は報告セグメントに係る算定方法の重要な変更があった場合には、前項の規定により行つた注記に加え、第二・四半期以降に変更した理由を注記しなければならない。

4 (略)

5 前項の場合において、正確な金額を算定することが困難なときは

、同項に規定する金額に代えて、適當な方法により概算額を注記することができる。ただし、金額を算定することが困難な場合には、同項に規定する金額に代えて、その旨及びその理由を注記することができる。

## 6 (略)

### (四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合の注記)

**第二十一條の三** 第一・四半期累計期間及び第三・四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

- 一 当四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）
- 二 当四半期累計期間に係るのれんの償却額

## (新設)

### (賃貸等不動産に関する注記)

**第二十一條の四** 賃貸等不動産（財務諸表等規則第八条の三十第一項に規定する賃貸等不動産をいう。）については、当該賃貸等不動産の四半期貸借対照表計上額その他の金額に前事業年度の末日における著しい変動が認められる場合には、四半期貸借対照表日における当該賃貸等不動産の時価及び四半期貸借対照表計上額を注記しなければならない。

## (削り)

(注記の方法)

第二十三条 第五条から第五条の五まで及び第七条の規定による注記

は、四半期キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。ただし、第一・四半期累計期間及び第三・四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、第一・四半期累計期間及び第三・四半期累計期間に係る四半期損益計算書（第三・四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成する場合は、当該第二・四半期会計期間に係る四半期損益計算書）の次に記載しなければならない。

2 | この規則（第五条から第五条の五まで及び第七条を除く。）の規定による注記は、脚注（当該注記に係る事項が記載されている四半期財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。第八十七条において同じ。）として記載することが適當であると認められるものを除き、第五条から第五条の五まで及び第七条の規定による注記の次に記載しなければならない。ただし、これらの規定による注記と関係がある事項については、これと併せて記載することができる。

3 | 第二十二条の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、四半期キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。ただし、第一・四半期累計期間及び第三・四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、第一・四半期累計期間及び第三・四半期累計期間に係る四半期損益計算書（第三・四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成する場合には、当該

(注記の方法)

第二十三条（新設）

1 | この規則の規定により記載すべき注記は、脚注（当該注記に係る事項が記載されている四半期財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。第八十七条において同じ。）として記載することが適當と認められるものを除き、第五条から第七条までの規定による記載の次に記載しなければならない。ただし、これらの規定により記載した事項と関係がある事項については、これと併せて記載することができる。

2 | 第二十二条の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、四半期キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において第五条から第七条までの規定による記載は、これらの規定にかかわらず、第二十二条の規定による注記の次に記載しなければならない。

第三・四半期会計期間に係る四半期損益計算書)の次に記載しなければならない。

4 | 前項の場合において、第五条から第五条の五まで及び第七条の規定による注記は、第一項の規定にかかわらず、第二十一条の規定による注記の次に記載しなければならない。

5 | (略)

(流動資産の区分表示)

第三十条 (略)

2~4 (略)

5 | 前項後段の規定にかかわらず、第一・四半期会計期間及び第三・四半期会計期間においては、同項後段の規定による注記を省略することができる。

(有形固定資産の減価償却累計額の表示)

第三十三条 有形固定資産に対する減価償却累計額は、次の各号に掲げるいずれかの方法により掲記又は表示しなければならない。

- 一 有形固定資産又は各資産科目に対する控除科目として、減価償却累計額の科目をもつて掲記する方法
- 二 各資産科目に対する控除科目として一括して掲記する方法
- 三 有形固定資産又は各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該有形固定資産又は各資産の金額として表示する方法

(新設)

(流動資産の区分表示)

第三十条 (略)

2~4 (略)

(新設)

(有形固定資産の減価償却累計額の表示)

第三十三条 財務諸表等規則第二十五条及び第二十六条の規定は、有形固定資産に対する減価償却累計額について準用する。

(有形固定資産の減損損失累計額の表示)

第三十四条 財務諸表等規則第二十六条の一(第四項を除く。)の規定は、有形固定資産に対する減損損失累計額について準用する。

第四十一条 削除

(たな卸資産及び工事損失引当金の表示)

第四十七条 同一の工事契約に係るたな卸資産及び工事損失引当金がある場合には、次の各号に掲げるいずれかの方法により表示しなければならない。

一 たな卸資産及び工事損失引当金をそれぞれ流動資産及び流動負債に表示する方法

二 たな卸資産及び工事損失引当金を相殺した差額を流動資産又は流動負債に表示する方法

(担保資産の注記)

第四十七条 担保に供されている資産については、当該資産が会社の事業の運営において重要なものであり、かつ、当該資産の金額に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、担保に供されている資産の内容及び金額を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

(手形割引高及び裏書譲渡高の注記)

第四十七条 受取手形を割引に付し又は債務の弁済のために裏書譲渡した金額は、受取手形割引高又は裏書譲渡高の名称を付して注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

2 前項の規定は、割引に付し、又は債務の弁済のために裏書譲渡した受取手形以外の手形について準用する。ただし、この場合における割引高又は裏書譲渡高の注記は、当該手形債権の発生原因を示す名称を付して記載しなければならない。

(有形固定資産の減損損失累計額の表示)

第三十四条 財務諸表等規則第二十六条の一の規定は、有形固定資産に対する減損損失累計額について準用する。

(たな卸資産及び工事損失引当金の表示)

(削る)

第四十七条の二 財務諸表等規則第五十四条の四の規定は、たな卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。

(株主資本の分類及び区分表示)

第四十九条 (略)

2 (略)

3 財務諸表等規則第六十二第一項の規定は、申込期日経過後における新株式申込証拠金について準用する。

4・5 (略)

第五十二条 削除

(四半期損益計算書の記載方法)

第五十六条 (略)

2 四半期累計期間に係る四半期損益計算書は、様式第三号により記載するものとする。

3 四半期財務諸表提出会社は、第一・四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成することができる。この場合においては、様式第四号により記載するものとする。

4 四半期財務諸表提出会社は、第一・四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成する場合には、第二・四半期会計期間に係る四半

(株主資本の分類及び区分表示)

第四十九条 (略)

2 (略)

3 財務諸表等規則第六十二条の規定は、申込期日経過後における新株式申込証拠金について準用する。

4・5 (略)

(一株当たり純資産額の注記)

第五十二条 当四半期会計期間末及び前事業年度末における一株当たり純資産額は、注記しなければならない。

(四半期損益計算書の記載方法)

第五十六条 (略)

2 四半期損益計算書は、様式第三号及び第四号により記載するものとする。

(新設)

(新設)

期損益計算書を作成しなければならない。この場合においては、様式第四号により記載するものとする。

(販売費及び一般管理費の表示方法)

第六十一条（略）

2（略）

3 第一項の規定にかかわらず、第一・四半期累計期間及び第二・四半期累計期間並びに四半期会計期間においては、販売費及び一般管理費について、販売費の科目若しくは一般管理費の科目又は販売費及び一般管理費の科目に一括して掲記することができる。この場合において、販売費又は一般管理費の費用及びその金額については、注記することを要しない。

(特別利益の表示方法)

第六十六条 特別利益に属する利益は、固定資産売却益、負ののれん発生益その他の項目の区分に従い、当該利益を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各利益のうち、その金額が特別利益の総額の百分の一十以下のもので一括して表示することができると認められるものについては、当該利益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

(特別損失の表示方法)

(販売費及び一般管理費の表示方法)

第六十一条（略）

2（新設）

(特別利益の表示方法)

第六十六条 特別利益に属する利益は、前期損益修正益、固定資産売却益、負ののれん発生益その他の項目の区分に従い、当該利益を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各利益のうち、その金額が特別利益の総額の百分の一十以下のもので一括して表示することができると認められるものについては、当該利益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

(特別損失の表示方法)

第六十七条 特別損失に属する損失は固定資産売却損、減損損失、災害による損失その他の項目の区分に従い、当該損失を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各損失のうち、その金額が特別損失の総額の百分の二十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該損失を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

(税引前四半期純損益金額の表示)

第六十八条 (略)

第六節 四半期純利益又は四半期純損失

(四半期純利益又は四半期純損失)

第六十九条 次の各号に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもって、税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額の次に記載しなければならない。

- 一 当四半期累計期間に係る法人税、住民税及び事業税（利益に関する金額を課税標準として課される事業税をいう。次号において同じ。）
- 二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる項目については、当該項目を一括して記載することができる。

第六十七条 特別損失に属する損失は、前期損益修正損、固定資産売却損、減損損失、災害による損失その他の項目の区分に従い、当該損失を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各損失のうち、その金額が特別損失の総額の百分の二十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該損失を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

(四半期純損益金額の表示)

第六十八条 (略)

(新設)

第六十九条 次の各号に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもって、税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額の次に記載しなければならない。

- 一 当四半期会計期間に係る法人税、住民税及び事業税（利益に関する金額を課税標準として課される事業税をいう。次号において同じ。）
- 二 (略)

2 前項各号に掲げる項目については、当該項目を一括して記載することができる。ただし、この場合にはその旨を注記しなければなら

3 税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額に第一項又は前項に規定する項目の金額を加減した金額は、四半期純利益金額又は四半期純損失金額として記載しなければならない。

4 (略)

(一株当たり四半期純損益金額に関する注記)

第七十条 当四半期累計期間に係る一株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及びその算定上の基礎は、注記しなければならない。

2 当四半期会計期間又は四半期貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 株式併合又は株式分割が行われた旨

二 前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して一株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額が算定されている

(削る)

ない。

3 税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額に第一項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、四半期純利益金額又は四半期純損失金額として記載しなければならない。

4 (略)

(一株当たり四半期純損益金額等の注記)

第七十条 当四半期会計期間及び当該四半期会計期間における四半期累計期間に係る一株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び当該金額の算定上の基礎は、注記しなければならない。

2 当四半期会計期間及び当該四半期会計期間における四半期累計期間に係る潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額（普通株式を取得することができる権利若しくは普通株式への転換請求権又はこれらに準ずる権利が付された証券又は契約（以下「潜在株式」という。）に係る権利の行使を仮定することにより算定した一株当たり四半期純利益金額をいう。以下この条において同じ。）及び当該金額の算定上の基礎は、前項の記載の次に記載しなければならない。ただし、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額が一株当たり四半期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり四半期純損失金額の場合には、その旨を記載し、潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額の記載は要しないものとする。

3 当四半期会計期間において株式併合又は株式分割が行われた場合

(削る)

には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、前事業年度の対応する四半期会計期間において潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額が一株当たり四半期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり四半期純損失金額の場合には、その旨を記載し、前事業年度の対応する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額の記載は要しないものとする。

一 株式併合又は株式分割が行われた旨

二 前事業年度の開始の日に当該株式併合又は当該株式分割が行われたと仮定した場合における前事業年度の対応する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る一株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額又は四半期貸借対照表日後に株式併合又は株式分割が行われた場合は、重要な後発事象として次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、当四半期会計期間において潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額が一株当たり四半期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり四半期純損失金額の場合には、その旨を記載し、当四半期会計期間及び当該四半期会計期間における四半期累計期間に係る潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額の記載は要しないものとする。

一 株式併合又は株式分割が行われた旨

二 前事業年度の開始の日に当該株式併合又は当該株式分割が行われたと仮定した場合における前事業年度の対応する四半期会計期間

間及び四半期累計期間に係る一株当たり四半期純利益金額又は四

半期純損失金額及び潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額

三 当事業年度の開始の日に当該株式併合又は当該株式分割が行わ

れると仮定した場合における当四半期会計期間及び当該四半期会  
計期間における四半期累計期間に係る一株当たり四半期純利益金

額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後一株当たり四半期純  
利益金額

(潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額に関する注記)

第七十条の二 当四半期累計期間に係る潜在株式調整後一株当たり四

半期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株  
式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は  
契約（以下「潜在株式」という。）に係る権利が行使されることを  
仮定することにより算定した一株当たり四半期純利益金額をいう。  
以下この条において同じ。）及びその算定上の基礎は、前条の規定  
による注記の次に記載しなければならない。

- 2 当四半期会計期間又は四半期貸借対照表日後において株式併合又  
は株式分割が行われた場合には、前項の規定により注記すべき事項  
のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。
- 一 株式併合又は株式分割が行われた旨
  - 二 前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定し  
て潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額が算定されている  
旨

(新設)

3 前二項の規定にかかわらず、潜在株式が存在しない場合、潜在株

式調整後一株当たり四半期純利益金額が一株当たり四半期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり四半期純損失金額の場合には、その旨を記載し、潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額の記載は要しないものとする。

第七十八条から第八十条まで 削除

(発行済株式に関する注記)

第七十九条 発行済株式の種類及び総数については、発行済株式の種類ごとに、当四半期会計期間末の発行済株式総数を注記しなければならない。

(自己株式に関する注記)

第七十九条 自己株式の種類及び株式数については、自己株式の種類ごとに、当四半期会計期間末の自己株式数を注記しなければならない。

(新株予約権等に関する注記)

第八十条 新株予約権については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 新株予約権の目的となる株式の種類
- 二 新株予約権の目的となる株式の数
- 三 新株予約権の四半期会計期間末残高

2 前項第一号及び第二号に掲げる事項は、新株予約権がストック・

オプション又は自社株式オプションとして付与されている場合には記載することを要しない。

- 3 第一項第一号に掲げる株式の数は、新株予約権の目的となる株式の種類ごとに、新株予約権の目的となる株式の当四半期会計期間の末日における数を記載しなければならない。ただし、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合の増加株式数の当四半期会計期間の末日における発行済株式総数（自己株式を保有しているときは、当該自己株式の株式数を控除した株式数）に対する割合に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。
- 4 前三項の規定は、自己新株予約権について準用する。

（注記の方法）

第八十九条（略）

- 2 第二十三条第五項の規定は、第八十六条及び第八十七条第一項の規定により注記をする場合に準用する。

附 則

（削る）

（注記の方法）

第八十九条（略）

- 2 第二十三条第三項の規定は、第八十六条及び第八十七条第一項の規定により注記をする場合に準用する。

附 則

- 第三条 リース取引開始日（リース物件を使用収益する権利を行使することができることとなつた日をいう。）が平成二十一年四月一日以後開始する事業年度前の事業年度に属する場合における所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行つており、かつ、当該取引残高について

、前事業年度末に比して著しい変動が認められるときには、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、前条第一項の規定により注記を行つていい場合はこの限りでない。

一 当該会社がリース物件の借主である場合

- イ 著しく増加した場合 著しく増加したリース取引に係る当該四半期会計期間末における未経過リース料残高相当額  
ロ 著しく減少した場合 著しく減少したリース取引に係る前事業年度末における未経過リース料残高相当額

二 当該会社がリース物件の貸主である場合

- イ 著しく増加した場合 著しく増加したリース取引に係るリース物件の当該四半期会計期間末における残高及び未経過リース料残高相当額  
ロ 著しく減少した場合 著しく減少したリース取引に係るリース物件の前事業年度末における残高及び未経過リース料残高相当額

**四半期会計期間の定期報告書の用語、整理及び記載の基準（第百六十八条に準じて）**

改 正 後	改 正 前
<p><b>様式第一号</b> 【セグメント情報】 (略) (記載上の注意)</p> <p>1. ~ 2. (略)</p> <p>3. 「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」には、最高経営意思決定機関が各セグメント（企業を構成する単位をいう。）に配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、最高経営意思決定機関に提供される金額に基づき、次に掲げる金額を記載すること。<u>なお、前四半期会計期間及び当四半期会計期間に係る「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」については、省略することができる。</u></p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>4. ~ 7. (略)</p> <p>8. 「4. 報告セグメントの変更等に関する事項」には、報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更があった場合において、次の(1)から(5)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 第二・四半期会計期間以降において報告セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更を行った場合 <u>第二・四半期会計期間以降に変更した旨及びその理由</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>9. ~12. (略)</p>	<p><b>様式第一号</b> 【セグメント情報】 (略) (記載上の注意)</p> <p>1. ~ 2. (略)</p> <p>3. 「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」には、最高経営意思決定機関が各セグメント（企業を構成する単位をいう。）に配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、最高経営意思決定機関に提供される金額に基づき、次に掲げる金額を記載すること。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>4. ~ 7. (略)</p> <p>8. 「4. 報告セグメントの変更等に関する事項」には、報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更があった場合において、次の(1)から(5)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) <u>第二・四半期以降の四半期会計期間において報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更を行った場合 第二・四半期会計期間以降に変更した理由</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>9. ~12. (略)</p>

## 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年大蔵省令第六十三号）

改 正 後		改 正 前	
様式第二号 【四半期貸借対照表】		様式第二号 【四半期貸借対照表】	
前事業年度 (平成 年 月 日)	当第 四半期会計期間 (平成 年 月 日)	当第 四半期 会計期間末 (平成 年 月 日)	前事業年度に係る 要約貸借対照表 (平成 年 月 日)
(略)	(略)	(略)	(略)